

## 野口法律事務所弁護士費用規定（2014年12月1日）

2004年3月末日をもって、日本弁護士連合会報酬規定（以下、旧日弁連規定と言います）が廃止されたことに伴い、次のとおり弁護士費用規定を定めます。

### 1 原則

本規定に特別な定めがないときは、旧日弁連規定に従います。

旧日弁連規定の着手金、報酬金の計算式は、以下のとおりです。

経済的利益（A）	着手金（円）	報酬金（円）
300万円未満	$A \times 0.08$	$A \times 0.16$
300万～3000万円未満	$A \times 0.05 + 9万$	$A \times 0.1 + 18万$
3000万～3億円未満	$A \times 0.03 + 69万$	$A \times 0.06 + 138万$
3億円以上	$A \times 0.02 + 369万$	$A \times 0.04 + 738万$
経済的利益算定不能のとき	49万	98万

旧日弁連規定は、特に表示がない場合は消費税を外税としているため、その表示金額に8%を加えたものをもって弁護士費用金額とします。

### 2 法律相談及び文書作成について

法律相談は1時間以内1万円（税別）とさせていただきます。

受任をせず、文書を作成する場合は最低5万円（税別）とし、事件の内容や検討に必要な時間、内容証明か否かなどによって追加させていただきます。

### 3 一般民事事件について

経済的利益の額が300万円以上の事件については、着手金、報酬金は旧日弁連規定に従います。経済的利益の額が300万円未満の事件の着手金、報酬については、旧日弁連規定に10万円（税別）を増額した金額の範囲内で協議して定めます。別紙旧日弁連規定をご参照ください。

### 4 離婚事件等家事事件について

交渉、調停、訴訟の着手金、報酬金の最低額はそれぞれ30万円（税別）に以下の財産的利益に対応する着手金、報酬金を加えた金額とします。交渉から調停、或いは、調停から訴訟に移行した場合は、追加着手金としてそれぞれ10万円以上を加えます。

財産的利益に対応する着手金、報酬金とは、慰謝料、財産分与等で財産的利益を得るとき、当該利益に対し3項の基準により算出した額をいいます。

### 5 少年事件、刑事事件について

着手金、報酬金とも最低額を30万円（税別）とし、協議の上で額を定めます。

### 6 破産事件について

個人の破産事件については、同時廃止事案の場合、事業主でない個人申立事件の申立費用は30万円（税別）を最低額とし、事業主である個人申立事件の申立費用は40万円（税別）を最低額とします。

又、少額管財事件の場合は、上記の金額に加算して10万円（税別）の追加費用をいただく他、裁判所に予納するための管財人費用が必要となります。

個人の任意整理については、別紙規定によります。

会社の破産事件の申立費用は100万円（税別）を最低額とする他、裁判所に予納するための管財人費用が必要となります。

上記いずれの事件についても、債権者数、債務金額等により加算させていただく場合があります。

### 7 交通事故の自賠償請求について

自賠償請求の着手金は請求金額の5%（税別）を上限とします。

自賠償請求の報酬は得た経済的利益額の10%（税別）を上限とします。

### 8 着手金、報酬金の基準となる経済的利益の額の算定について

訴額の算定（例えば固定資産評価）とは異なり、経済の実勢価格をいいます。

### 9 タイムチャージ制について

経済的利益が算定不能、経済的利益が少額の時、又は労力の算定不能な時などには、両者の協議によりタイムチャージ制による弁護士費用の取り決めが出来ます。弁護士1人あたり1時間2万円（税別）以上とします。

### 10 実費について

全ての事件について、着手金、報酬金、日当（明石、大阪より遠方の時）とは別に、印紙代、郵券代、交通費、通信費、コピー代、記録謄写料、録音反訳料等に充てるため、協議のうえ定めた金額の実費を負担していただきます。新たな必要実費が発生した場合には、協議のうえ、別途追加費用を支払っていただきます。実費は清算による返還は致しません。

#### 11 預り金について

預り金については、依頼者に代わって支払う金額等をお預かりするので、事件終了時残余はその明細と共にお返ししますが（なお、利息を付さずに返還します）、支払うべき弁護士費用を支払わない時は預り金から支払いを受けます。又、預かっている書類について、未払弁護士費用について質権を行使できます。

#### 12 源泉徴収について

源泉徴収をする場合は、

・100万円までの場合：支払額 $\times$ 0.1021

・100万円を超える場合：（支払額 $-$ 100万円） $\times$ 0.2042+10万2100円

で算出した源泉所得税額を差し引いて支払うものとする。